

大和市告示第50号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「。以下「国実施要綱」という。」を削り、「に規定する病児対応型」を「に掲げる病児対応型及び同項第3号に掲げる体調不良児対応型」に改める。

第5条第1項中「平成28年10月25日施行。以下「県交付要綱」という。）第2条第12号に掲げる病児保育事業を実施するために必要な経費（県交付要綱別表に規定する対象経費に限る。）」を「平成28年11月7日次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について」別添。以下「県交付要綱」という。）別表病児保育事業（別添12）の項4対象経費の欄に定める経費」に改め、同条第2項中「別表第1基本分の項補助基準額の欄に定める額（同表加算分の項に規定するそれぞれの区分に応じた加算の適用がある場合は、当該加算分の項補助基準額の欄に定める額を加えた額）」を「別表第1に定める額のうち該当する部分の額を合算した額」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分		補助基準額	
病児 対応 型	基本分	県交付要綱別表病児保育事業（別添12）の項3基準額の欄第1項第1号（1か所当たり年額に限る。）に定める額	
	加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算	県交付要綱別表病児保育事業（別添12）の項3基準額の欄第1項第2号アの表に定める基準額
		研修参加費用に係る加算	県交付要綱別表病児保育事業（別添12）の項3基準額の欄第1項第2号エに定める額
		低所得者減免分加算	大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）第3条第2項第3号に規定する額に生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童の年間延べ利用者の数を乗じて得た額
体調 不良 児対 応型	基本分又は改善分	県交付要綱別表病児保育事業（別添12）の項3基準額の欄第3項第1号に定める額。ただし、平成27年度以降に開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合は、同項第3号に定める額（事業期間が6月未満の施設にあつては、当該額の2分の1の額）	
	加算分	研修参加費用に係る加算	県交付要綱別表病児保育事業（別添12）の項3基準額の欄第3項第2号ウに定める額

備考 交付申請時における補助基準額の算定に当たり、事業者が前年度、既に補助事業を実施している場合は、前年度の利用児童数の実績により算出するものとし、補助事業実施初年度の場合は、協議により仮算出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。